

基本目標 2

支援が届く仕組みをつくる

目指す
地域の姿

困りごとや不安を抱えても
必要な支援にみんながつながれるまち

☀️ 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
困りごとを抱えた際に「どこに相談するべきかわからない」人の割合（アンケート）	%	15.5	11.0
見守り推進員の訪問回数	回	11,982	12,000
生活困窮者自立支援事業に係る相談受付件数	件	23	42

施策展開（1）

地域ネットワークの構築

☀️ 現状と課題

生活課題が複雑化する中で、分野ごとの窓口だけでは対応しきれないケースが増えていきます。住民が担い手として参加するとともに、既存の団体や関係機関のネットワークを強化し、分野横断的な対応が求められます。

団体アンケート及びヒアリング調査でも、行政と団体の連携強化、異なる分野の団体同士の交流機会の拡充を求める意見が挙がりました。団体間の連携を密にし、情報共有を行うことで、単一の団体では対応の難しいケースにも支援を届けることができます。

こうした背景から、高齢者や障がいのある人、あるいは子育て世帯などの分野にとらわれないネットワークを構築し、団体や事業者、専門職・専門機関と連携しながら、地域一体となって福祉課題と向き合う体制・制度を強化することが重要です。

地域活動団体や関係機関が「分野を超えて支え合う」意識を共有することで、様々な困難を抱える人が支援を受けることができ、地域で孤立することなく生活ができる、誰一人取り残さない地域を目指します。

住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 区長、自治会、民生委員・児童委員などが日頃から声かけや見守りを行い、気づいたことを持ち寄って共有しましょう。
- 困りごとの際に、地域のネットワークを生かして迅速に支援につなげましょう。
- 地域の身近な課題を共有し、互いにできることを出し合いながら、地域ぐるみで支え合う体制を築いていきましょう。

行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 定期的に関係機関が集まる場を設け、顔の見える関係を育てます。
- 医療・福祉・教育・防災など分野を超えた情報共有の仕組みを整え、支援が必要な人を早期に把握します。
- 個人情報に配慮しながら、関係者間で役割分担や対応ルールを明確にし、支援の抜け落ちを防ぎます。

具体的な取組・事業

介護支援専門員連絡会	介護支援専門員が連携し、研修等の活動を通じた専門性の向上と、介護保険に関する知識及び技術の普及により保健、医療、福祉の発展に努めます。
地域ケア会議の推進	高齢者の重度化防止や自立支援に向けた支援内容等を検討し、地域包括ケアシステムを実現するため「地域ケア個別会議」及び「地域ケア推進会議」を開催します。
生活支援体制整備	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営めるよう、生活支援コーディネーターが中心となって地域のニーズを把握し、地域資源の開発や調整を行います。
子育て支援ネットワークの充実	保育所・認定こども園だけではなく小・中学校等関連機関と情報を共有し、関係者間のネットワークを充実させます。また、特別支援連携協議会、巡回相談などに参加して連携を図ります。
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

 現状と課題

住民が抱える多様な悩みや問題を早期に解決し、安心して生活を送るためには、専門的な相談体制の整備と、誰もが気軽に相談できる窓口の充実が重要です。特に近年は、社会構造や価値観の変化に伴い、住民が抱える悩みや問題も複雑化・多様化しており、よりきめ細かな相談支援体制の構築が求められています。

住民アンケートでは、困りごとがあった際の相談先は「友人・知人」(50.6%)、「町役場等の行政機関(地域包括支援センター含む)」(46.6%)が上位で、入口が生活の身近なところと行政の双方に分散しています。一方で、「どこに相談するべきかわからない」といった回答も15.5%あり、気軽に相談できる窓口の整備が求められます。

本町では、弁護士や司法書士、民生委員・児童委員が地域や家庭での困りごとの相談まで幅広く対応する、「心配ごと相談」を実施しています。

単一の相談窓口だけでは対応が難しく、分野横断的な対応を求められるケースについても、複数機関が連携し、多角的な視点から解決に向けて協力していくことが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 日頃の挨拶や声かけ、見守りを通じて困りごとを早めにキャッチし、必要に応じて相談窓口につなぎましょう。
- 地域行事やサロンなどの交流の場で、相談先や支援制度の情報を住民同士で共有しましょう。
- 困っている人を「支援につなぐのは特別なことではない」という意識を広げ、地域ぐるみで相談支援を支えましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 健康、福祉、防災、教育など関係部局・機関の連携を強化し、情報共有ルールを整備します。
- 職員の相談対応力を高めるため、研修や事例共有を継続的に行います。
- 分野を問わず、幅広い困りごとの相談に対応する「心配ごと相談」を実施します。

 具体的な取組・事業

心配ごと相談	民生委員・児童委員、弁護士、司法書士、税理士、人権擁護委員等が相談員を務め、専門家の判断が必要な内容から地域・家庭の困りごとまで、幅広い相談に対応します。(町社協で実施)
高齢者の相談支援の充実	地域包括支援センターの総合相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談内容に応じて必要な医療機関やサービス事業所その他関係機関等と連携して対応します。
障がいのある人の相談支援の充実	相談支援事業所による専門的な相談支援体制や、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員等による身近な相談支援体制を整備します。
(障がい者)基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援事業所の後方支援や人材育成などを通じ、地域の相談支援体制の強化に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護、虐待防止に関する啓発や相談対応などを行います。
子育て世帯の相談支援の充実	こども家庭センターや「あそびステーション」で育児相談や各種相談機能の充実に努めるとともに、公民館や保育所等に出向いての育児相談の機会を充実させます。教育委員会、福祉課、健康課など関係機関が連携して支援に当たるほか、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
発達相談・子育て相談	子どもの発達についての相談や、子育ての悩みに対する個別相談を行います。発達の確認と個々に応じた助言を行い、必要な支援につなげるとともに、多様化する保護者自身の相談にも応じ、町が実施しているところの健康相談にもつなげます。
子ども・家庭相談支援の充実	虐待を含む様々な育児相談やヤングケアラーに関する通報に対して、行政の窓口を明確にし、関係機関が連携しながら、早急に対応できるように努めます。
専門員によるこころの健康相談	心身の不安や悩み、心の健康問題を抱える町民及び家族に対して、精神保健福祉に関する相談窓口を開設し、町民の精神保健の向上を図ります。また処遇困難事例について、専門的な助言を得ることで、必要な支援につなげます。

 現状と課題

移動や買い物、ごみ出し、電球交換などの「ちょっとした困りごと」の支援は、地域の協力が欠かせません。住民座談会では、乗合タクシーやボランティアによるごみ出し支援など、身近な提案が具体的に挙がりました。

本町ではごみ出し支援等に取り組むボランティア団体が活動しているものの、担い手の努力で成り立っている面が大きいのが現状です。また、こうした支援は「どこに頼めるのか」「費用やルールはどうなっているか」が分かりにくいと利用が進まず、支援を必要とする世帯の負担増・孤立につながる可能性があります。

子育て世帯の支援について、本町ではファミリー・サポート・センターの活動により、支え合いの仕組みが根付いています。こうした事例を参考にしながら、免許返納後の通院や買い物時の移動、ごみ出し等の生活支援を地域資源と結びつけ、必要な人が「迷わず・無理なく」使えるよう、受け皿の明確化、手続きの簡素化といった支援体制の整備が求められます。同時に、支援する側に過重な負担がかからない仕組みにすることが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- ごみ出しや買い物の付き添いなど、日常のちょっとした手助けを、できる範囲で支え合いましょう。
- 地域の見守りや声かけを通じて、生活に困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげましょう。
- 子育てや介護の経験を生かして、地域の生活支援活動に参加しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 移動支援の仕組みを整備し、高齢者や免許返納者も利用しやすい環境を整備します。
- 自治会、ボランティア団体、福祉関係者等と連携しながら地域住民の困りごとを把握し、適切な窓口へつなげます。

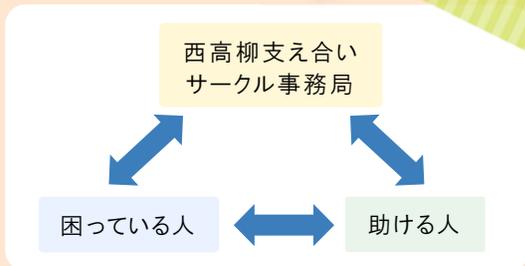
☀️ 具体的な取組・事業

移動や外出への支援	コミュニティバス(ひまわりバス)の運行の維持を図り、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰でも利用できる移動手段を確保します。また、デマンドタクシーの運行を検討します。
生活支援体制の整備 (生活支援体制整備事業)	地域住民が安心して日常生活を営めるよう、生活支援コーディネーターが中心となって地域のニーズを把握し、地域資源の開発や調整を行います。
介護予防・生活支援サービス事業の推進	ボランティアや民間企業、NPO等の多様な主体によるサービスが提供できるよう、必要な体制を充実させるとともに、利用しやすいよう広く周知を図ります。

☀️ 活動紹介:西高柳支え合いサークル

地域の活動

岡田校区の西高柳地区には、地域住民が「困っている人」と「助ける人」の役割を交替しながら互いに支え合う、支え合いサークルがあります。令和4年に活動を開始しました。



支え合いの仕組みは、「困っている人」には前もって入会登録をしてもらい、次は別の会員の困りごとに「得意なこと、できること」があれば「助ける人」として参加してもらいます。「困っている人」と「助ける人」のマッチング作業をサークル事務局が担っています。依頼内容は、刃物研ぎや庭の草取り・剪定が多く、機械の修理や不用品の処分など多岐にわたります。子どもの長期休暇には、集会所で地域食堂を開催しました。

「困った時はお互い様、助け合いましょう。何でもご相談ください、一緒に解決しましょう」の考えで、「笑顔で話せるご近所さん」を目標に、身近な生活を支え合う活動をしています。



樹木の伐採・剪定の事例



西高柳食堂(地域食堂)の様子

 現状と課題

福祉サービスは、支援を必要とする人にとって生活を支える大切な土台です。高齢者や認知症の人、知的障がい・精神障がいのある人など、支援を必要とする人は増加傾向にあります。誰もが地域で安心して生活できるようにするには、状況に応じたサービスや制度の整備を進める必要があります。自立に向けて、その人に合った制度やサービスを選択できるよう、各種情報提供や相談支援体制を充実させることが重要です。

介護保険制度など的高齢者福祉サービス、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）による障害福祉サービスなどの各種福祉サービスがありますが、職員のなり手不足、有資格者の確保等に課題を抱えています。行政に求める支援として、法や制度改正の情報提供や、事業所が法律にのっとって運営されているかの確認・指導を求める声がありました。

支援が必要な人に適切な福祉サービスを提供できるよう、情報発信と相談窓口の充実が必要です。併せて、複雑化・多様化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応できる提供体制の強化が求められます。

 住民や地域が取り組むこと（自助・互助）

- 利用した福祉サービスに関する感想や要望を地域や行政にフィードバックし、質の向上に協力しましょう。
- 福祉サービスを利用している人は、生活を支えてくれる事業者や職員に感謝の気持ちを伝えましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと（共助・公助）

- 福祉サービス事業者に対する適正運営の監督や指導を徹底し、サービスの質の維持向上に努めます。
- 地域包括支援センターや基幹相談支援センターを核に、多機関が連携して切れ目のない支援を行います。
- 住民ニーズを把握する調査やアンケートを定期的に行い、サービス提供体制の改善につなげます。

 具体的な取組・事業

各個別計画に基づく福祉サービス等の推進	高齢、障がい、子ども・子育てなど、各分野の個別計画を策定し、本計画とも整合を図りながら、適正な福祉サービスの提供と体系的な支援施策を展開します。
介護相談員派遣事業	介護相談員が月1回施設に訪問し、利用者やその家族の様々な相談に応じるとともに、事業者や行政との橋渡しを行い、サービスの質の向上に取り組みます。
人材の確保	研修等の実施や生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し、業務の効率化及び負担軽減に努めることで、福祉人材を確保しやすい環境を整えます。また、介護職に対して興味や魅力を持ってもらえるような新たな仕組みづくりの検討など、福祉人材の確保に取り組みます。
経済的支援の充実	障がいのある人などの日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活支援用具等の給付を引き続き実施するとともに、支援用具の種類の実を充実を図り、経済的な負担を軽減します。
多様な住まいの確保	グループホームの確保や町営住宅の整備、住環境改善の補助制度の利用促進等により、住居確保の支援を行います。



 現状と課題

見守り活動は、高齢者や障がいのある人、子どもを含め、誰もが安心して暮らすために欠かせない取組です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進む現代社会において、その役割は一層重要性を増しています。地域の生活上の悩みや困りごとは表に出にくいことが多いため、「気づく・声をかける・支援につなぐ」を日常的に実践することが早期支援の鍵となります。特に、登下校時などに行う「ながら見守り」は、地域全体で安全を守ると同時に、顔の見える関係づくりにも効果的です。担い手不足が課題となる中で、無理のない関わり方を少しずつ積み重ねていくことが持続的な活動につながります。

見守り活動は、異変の早期発見にとどまらず、住民同士の交流や相互理解を深め、支え合いの精神を育む機会にもなります。ただし、近年は防犯意識の高まりから、活動が誤解や警戒を招く場合もあります。個人情報取扱のルールを明確にし、地域に周知することが求められます。見守り推進員や民生委員・児童委員などの担い手が安心して活動できる環境づくりが重要です。

さらに、待ちの体制では支援が届きにくい世帯への対応として、見守り推進員や保健師などによるアウトリーチも重要です。本町では、既存の機関・団体の連携を基盤に、日常の見守りと専門職のアウトリーチを活用しながら、住民の気づきを確実に支援へつなぐ体制づくりを進めます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 日常の挨拶や声かけを通じて、困っていそうな人に早く気づき、必要に応じて支援につなげる姿勢を持ちましょう。
- 登下校時の見守りや、買い物・散歩のついでに「ながら見守り」など、無理のない形で参加しましょう。
- 地域内で気づいた小さな変化を民生委員・児童委員や自治会に伝え、専門機関につなぐ橋渡し役を担いましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、保健師などが連携し、地域に出向いて相談・把握を行うアウトリーチ体制を整えます。
- 見守り名簿や情報共有のルールを整備し、個人情報に配慮しながら支援につなげやすい仕組みをつくりまします。
- 関係機関が定期的に情報交換を行う場を設け、見守り活動と専門的支援をスムーズにつなげます。

 具体的な取組・事業

見守り活動の推進	見守り推進員や民生委員・児童委員を中心に、独居高齢者など地域の気にかかる人の見守り活動に取り組みます。介護サービスを利用している人については、介護支援専門員と情報を共有し、早期に支援につなぎます。
青少年補導委員	青少年の非行防止と健全育成を図るため、パトロールと声かけを行います。
青色防犯パトロール隊	児童生徒の登下校時の見守り、通学路などの巡回パトロールや夜間防犯パトロール等、各団体や個人の活動内容に応じて、地域での交通安全活動、防犯活動に取り組みます。
アウトリーチの推進	見守り推進員や保健師などが地域に出向くことにより、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人に働きかけを行います。 また、民生委員・児童委員をはじめとする地域の住民・活動団体等との連携・協力の下、積極的な情報収集に努めることで、潜在的な支援ニーズや生活課題を抱える人を把握します。



 現状と課題

近年の物価高騰など複合的な要因により、生活基盤が不安定となり、最低限度の生活を維持することが難しい状況に置かれる人がいます。生活困窮の背景には、収入減少や就労不安定、健康問題、家族関係の不和など、複数の課題が複雑に絡み合うことが少なくありません。クレジットカードや各種借入金の返済が滞ることによって多重債務に陥り、債務整理を含む家計の立て直しに関する支援が必要となる場合もあります。そのため、単一の支援では根本的な解決につながらず、包括的な支援体制の構築が求められます。

住民アンケートでは、生活困窮の問題に必要な支援として「就労支援」(50.3%)が最も多く挙げられ、次いで「家計支援」(24.5%)、「学習支援」(20.0%)が続き、多様なニーズが示されました。

全国的に、子どもの貧困も深刻な課題です。経済的困難は教育機会を奪い、将来の可能性を狭めるだけでなく、心身の発達にも悪影響を及ぼします。さらに、貧困が世代を超えて連鎖する傾向も見られ、この連鎖を断ち切るためには、保護者への就労支援、子どもの学習支援、心身の健康を支える取組を一体的に進める必要があります。

生活困窮者は経済面にとどまらず、必要な医療や介護を受けられない、社会とのつながりを失うといった生活全般の課題を抱える場合もあります。健康の悪化が更なる経済的困難を招き、孤立につながる悪循環に陥るおそれもあります。こうした状況を放置すれば問題は複雑化し、解決が一層困難になるため、早期に支援につなげる仕組みの整備が重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 周囲に生活に困っている様子の人を見かけたら、無理のない範囲で声をかけ、相談窓口につなげましょう。
- フードドライブ等に参加し、困窮世帯を支える地域の仕組みを支援しましょう。
- 学習支援や子ども食堂などの地域活動に協力し、子どもの健やかな成長を応援しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 就労・住まい・家計・借金・学習など複数の課題に応じた切れ目のない支援体制を整備します。
- 生活困窮者の状況を把握するため、アウトリーチによる訪問支援や関係機関との情報共有を推進します。
- 子どもの学習・生活支援事業を拡充し、将来の貧困の連鎖を防ぐ体制を強化します。

 具体的な取組・事業

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援の実施	生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、自立に向けて包括的かつ継続的な支援を実施します。
相談支援・情報提供の充実	生活困窮者の状況を悪化させないために、住民への周知や、相談窓口と関係機関の連携に向けた適切な情報提供を行い、個々の課題解決に向けて包括的に支援します。
就労支援の充実	ハローワークなどの関係機関と連携し、就労に関する情報の提供を行い、就労に向けて支援します。

 参考：生活困窮者自立支援制度による支援内容（愛媛県内で実施している事業）

松前町では、町社協が事業の委託を受け、「くらしの相談支援室」を設置しています

自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、支援のためのプラン作成等を実施します。
住居確保給付金の支給	離職等により収入が減少し、住居を失った又は失うおそれのある方に対し、家賃相当の給付金（有期）を支給します。
居住支援事業	住居のない方に一定期間宿泊場所や衣食の提供を行います。
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。
家計改善支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行います。
子どもの学習支援事業	生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもへの学習支援や居場所づくり等を行います。
認定就労訓練事業	知事の認定を受けた事業所において、一般就労に向けた支援付きの訓練を行います。